

【情報提供ガイドライン項目】

(3) 教職員

i) 教員要件（職員名簿）

HP「情報公開」→「生徒便覧」

ii) 研修制度

(目的)

研修は教職員に対して、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な教職員の能力、資質等の向上を図ることを目的とする。

(校長の責務等)

校長は前条の目的を達成するため、研修計画を策定し、その研修計画に基づく研修を実施することにより、教職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

(研修1：日常業務を通じての研修)

校長は教職員に対し、日常の業務を通じて必要な研修を行なわせるものとする。
教職員は校長の指揮命令に従い、前項に基づく研修を受けるものとする。

(研修2：日常業務を離れての研修)

校長は必要と認めるときは、他の機関と共同して又は外部の機関に委託して研修を行うことができるものとする。

他の期間又は外部の期間で一定期間研修を行う際は、研修計画として研修承認願いを提出しなければならない。また、研修を実施したときは、年度末に研修報告書を提出しなければならない。

研修を受ける教職員は、研修先の機関が定める規程に従わなければならない。